

令和5年9月15日

組合員・ご利用者の皆様

岩手中央農業協同組合
代表理事組合長 浅沼清一

お詫び

平素より、当組合の事業につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、誠に遺憾ながら、当組合職員（以下、「当事者」という。）による自動車の無免許運転が発覚いたしました。

事案の内容は以下の通りです。

【事案】 無免許の状態で私有車・業務車輛を運転していた

【期間】 令和元年7月から令和5年9月まで

【被害等】 ありません

今回の事案は、組合への信頼を失わせる行為であるとともに、組合員・利用者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をお掛けすることとなり、衷心よりお詫び申し上げます。

当該事案につきましては、徹底した事実調査と原因分析を行い、当事者に対して厳正な処分を行いました。また、関係者につきましても今後、処分を検討いたします。

この事案をもとに、当組合といたしましては、このような事態が再び発生することがないように、綱紀の粛正・内部管理態勢のより一層の強化を図り、信頼回復のため役職員一同、誠心誠意取り組んでまいります。重ねてお詫び申し上げますとともに、今後ともご支援・ご鞭撻をお願い申し上げます。